

商工こすど かわら版

第178号
小須戸
商工会

〔4月の
花〕
さくら



人事交流により左記のとおり職員の変更がありましたのでお知らせいたします。

【離任（新勤務地）】

経営指導員 熊倉一成（県連会公）

【着任（旧勤務地）】

経営指導員 佐藤 英（県連会公）

くお世話になりました

【経営指導員 熊倉 一成】

このたび四月一日付で県連会へ異動することとなりました。

小須戸商工会には平成二十二年四月より五年間、会員の皆様からの温かいご支援ご指導に支えられ、務めさせていただきましたことができました。

五年の間には、継続中の事業ではあります「住民アンケート」に始まり、「空き店舗活用をしたパン販売」並びに「小須戸オリジナルパンの開発」を行った商店街活性化への取り組みや創業支援などこれまで経験することができなかった仕事に取り組みさせていただきました。

また、多くの方々との出会いは、私にとって何物にも代えがたい貴重な財産になりました。心より厚く御礼申し上げます。

これからは直接皆様方のお役にたてることはなかなか無いのかも知れませんが、商工会への支援を通じて、引き続き微力ながら小須戸地域発展の一端が担えれば幸いに存じます。

末筆ながら、小須戸商工会と会員の皆様方ますますのご発展とご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

くよろしくお願い致します



経営指導員
佐藤 英

四月一日よりお世話になります。佐藤英（さとうひでお）と申します。出身は、新発田市で、現在の住まいは新津になります。商工会は、巻、紫雲寺

と続きまして、この三月まで安田商工会で経営支援員として勤務しております。

経営指導員として初めての赴任地となり、また小須戸は初めての土地でもあり緊張しておりますが、会員の皆様のお役に立てるよう頑張つて参ります。町中でお会いした際には気軽にお声をかけて頂ければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

第五十五回通常総会

開催予定のお知らせ

第五十五回小須戸商工会通常総会は、次の日程にて開催予定です。後日、正式にご案内いたします。

たくさんの方の会員の皆様のご出席をお待ちしております。

◎日時：平成二十七年

五月十五日（金）午後三時

◎会場：小須戸商工会館三階ホール

パートタイム労働法が

変わります。

平成二十七年四月一日から、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)や施行規則、パートタイム労働方針が変わります。

主な改正ポイントを紹介します。
一、パートタイム労働者の公正な待遇の確保

・正社員と差別的な取扱いが禁止される
パートタイム労働者の対象範囲の拡大(職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同一の場合は対象)

・パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない。

二、パートタイム労働者の理解を高めるための措置

パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内

容について、事業主が説明しなければならぬ。

三. パートタイム労働法の实效性を高めるための規定の新設

雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる。

◇法律の対象となるパートタイム労働者とは：

○「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べて短い労働者。

○フルタイムで働く人は、「パート」などの名称で呼ばれていてもパートタイム労働法の対象にはならないが、事業主はパートタイム労働法の趣旨を考慮する必要がある。

※お問い合わせは、新潟県労働局雇用均等室まで(025-288-3511)

平成二十六年補正予算成立に伴う融資制度の拡充について

日本政策金融公庫では国の補正予算成立に伴い、融資制度を拡充いたしました。紙面の都合、一部ご案内いたします。

一. 創業・新事業支援関連制度の拡充

雇用拡大の原動力となる中小企業・小規模事業者の創業等を支援するため、左記の制度についてそれぞれ拡充

(一) 創業支援貸付利率特例制度の新設
各貸付制度に定める利率から〇・二%引き下げ。女性又は若年者(三〇歳未満)、Uターン等により地方で創業する者は〇・三%引き下げ

(二) 新創業融資制度の拡充
貸付対象の要件を緩和(利用(三百万円以内)する女性創業者について、「勤務・雇用要件等」を撤廃するなど)
女性、若者・シニア起業家支援資金の拡充

女性又は三〇歳未満か五五歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後、概ね七年以内の方が対象。技術ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金・設備資金は基準利率より〇・9%引き下げ

四) 新事業活動促進資金の拡充
「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けた方、エクトに係る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方を対象に基準金利より〇・六五%引き下げ

二. 地域活性化・雇用促進資金の拡充
女性の活躍推進のため子育て支援企業等を貸付対象に追加し、貸付利率を低減(基準利率から〇・四%引き下げなど)。

三. セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)の拡充
最近における利益率が低下(前期に比し五%以上)している方に対して、貸付利率を基準利率より〇・二%低減。(小規模事業者については、〇・四%引き下げ)。

四. 環境・エネルギー対策資金の拡充
最近における利益率が低下(前期に比し五%以上)している方が、非

化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を取得し、省エネルギーの推進を図る場合、貸付利率を基準利率より〇・六五%引き下げ。

「融資限度額」
◇「新創業融資制度」
三千万円(うち運転資金千五百万円)
◇「女性、若者・シニア起業家支援資金」「新事業活動促進資金」「地域活性化・雇用促進資金」「セーフティネット貸付」「環境・エネルギー対策資金」
七千二百万円(うち運転資金四千八百万円)

「融資期間」
設備資金二十年以内(据置二年以内)
運転資金 七年以内(据置一年以内)
(新事業活動促進資金は運転資金の据置は、三年以内)
「セーフティネット貸付」
設備資金十五年以内(据置二年以内)
運転資金 八年以内(据置二年以内)
「環境・エネルギー対策資金」
設備資金十五年以内(据置二年以内)
運転資金 七年以内(据置二年以内)

※利率、その他の各種制度並びに掲載内容の詳細は商工会または株日本政策金融公庫までお問い合わせください。